# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

古平町長

#### 公表日

令和3年5月25日

### I 関連情報

連絡先

古平町総務課

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う 予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)予防接種ファイル (2)統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項、第19条第6号、16号、別表第一 第10項、93の2項 並びに、番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総 務省令第五号) 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項、別表第二の第115の2項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日 内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3、第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉課 健康推進係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイル	の状況がに同りの向日で

北海道古平郡古平町大字浜町50番地

0135-48-9835

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	13年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査     [  ]外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	新規作成			事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象 となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規 定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事 務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象 となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規 定による予防接種対象者の選定、および臨時 に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を引きないのでは、 接種を行うために接種素の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 なお、①、②の事務については、情報提供に必 要な特定個人情報を副本として中間サーバー に登録し、 情報提供ネットワークシステムに接続して特定 個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	(1)予防接種ファイル (2)統合宛名ファイル	事後	
令和3年5月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1 項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」 という) 第9条第1項、第19条第5号、15号、 別表第一 第10項、93の2項 並びに、番号法 別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令(平成二十六年九月十日内 閣府・総務省令第五号) 第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日		■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第115の2項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、1 9項、別表第二の第16の2項、別表第二の第1 15の2 項 並びに番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、 第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における不正な使用等 の リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和3年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項、 第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第 16の3、第115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理は、他表区取せる接種記録の際合き提供	③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	第19条第5号、15号、	第19条第6号、16号、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①担当部署	保健福祉課 保健医療係	保健福祉課 健康推進係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜 町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜 町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜 町50番地 0135-48-9835	事後	
令和6年5月20日	I 関連情報	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う 予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。②接種を行うために要する費用に関する事務。③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	